

令和5年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和5年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月3日

江別市監査委員 中村秀春
江別市監査委員 高間専逸

所管課等	種別	監査結果（内容）	措置状況の概要
総務部 調整監付参事 （危機対策・防 災担当） R5.7.13監査 R5.9.25報告	指摘 事項	<p>【支出事務について】 災害対応物品整備事業の支出事務において、予算がないまま支出負担行為を行っているものがある。地方自治法では、支出負担行為は法令又は予算の定めるところに従わなければならないと規定していることから、今後は同法を遵守し、適切な支出事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】 令和5年度以降は、予算執行記録簿を作成し、その中で支出負担行為日や予算残額等についても管理することとしました。また、予算執行に関する法令等を遵守し、適切な支出事務の執行に努めます。</p>
市立病院事務局 医事課 R5.7.31監査 R5.9.14報告	指導 事項	<p>【契約事務について】 契約事務のうち令和4年度医事関連業務において、契約を締結した後に2回契約を変更しているが、いずれも変更の申し出に係る文書や受託者との協議記録がなく、変更に至るまでの経緯が不明瞭であることから、今後は変更の申出や協議の記録を文書化し適切な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>また、江別市病院事業収納業務委託規程において、収納業務の委託を受けた者は、収納業務を十分に遂行する意思及び能力を有することと規定されているにもかかわらず、1回目の契約変更は、契約締結直後の5月に申出があり、受託者の都合によって委託した業務の一部を終了する内容で</p>	<p>【措置済み】 この度の指導事項を真摯に受け止め、令和5年度からの医事関連業務について、契約内容に関する協議を行う際には、受託者からの申出書の提出と協議内容の記録を作成することを徹底しました。</p> <p>また、契約締結の際には、事前に業務遂行の意思と能力を見極め、今後は契約年度途中での契約終了に至らないよう江別市病院事業収納業務委託規程を遵守し、適切な委託先の選定に努めます。</p>

		ある。今後は同規程を遵守し、適切な委託先の選定に努められたい。	
夜間急病センター 参事(総務担当) R5.8.7監査 R5.8.10報告	指導事項	【契約事務について】 「江別市夜間急病センター調剤業務等委託」に係る契約事務において専決権限事項では部長決裁と規定されているものの、次長決裁により事務処理を行い、契約を締結していることから、今後は江別市事務専決規程を遵守するとともに、適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 本件についてセンター内で情報を共有し、事務執行に当たり江別市事務専決規程を遵守し、専決区分について十分に確認を行うよう改めて指導を徹底しました。今後は不適切な事務処理が生じないよう、適正な執行に努めます。

掲示期限：令和5年10月16日